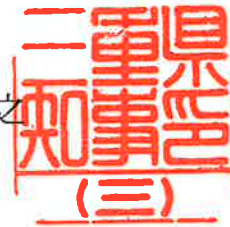


産業廃棄物処分業許可証

住 所 三重県四日市市高浜新町 3 番 32 号
氏 名 伊藤産業有限会社
代表取締役 伊藤 恒和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 4 年 3 月 8 日

許可の有効年月日 令和 9 年 3 月 7 日

1. 事業の範囲

【中間処理】

破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 3 種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
破碎施設	四日市市高浜新町 1314-1,1313-1	H18.8.24	金属くず:158.4t/日(8h) 廃プラスチック類:4.21t/日(8h) ガラスくず等:17.53t/日(8h)	—	—

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 14 年 3 月 8 日 新規許可

平成 19 年 3 月 8 日 更新許可

平成 24 年 3 月 8 日 更新許可

平成 29 年 4 月 24 日 更新許可

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有